

## 特約事項（ペット不可）

1. 鉄筋コンクリート、鉄骨、木造家屋等で気象条件及び住居の使用上に起因するダニ等の害虫及び結露、カビ等、飛来してくる蜂等の害虫類、爬虫類は当方では責任を負いかねますので各自で対処してください。駆除等を希望の方は業者を紹介します。
2. 戸建ての場合は敷地内の清掃、草取り、共同住宅の場合は玄関周り、階段付近の清掃、1階の入居者は庭の雑草等の草取りなど、美観を損なうことのないように努めること。
3. 家財保険は更改すること。
4. 契約書第12条4項、及び犬猫、ウサギ、爬虫類等の飼育、預かりは一切認めない。  
違反が判明した場合は、違約金として10万円をお支払いいただくとともに、本契約を即時解除いたします。  
又、別途清掃費用および消臭費用として、10万円から20万円をお支払いいただきます。
5. 契約日より1年未満の短期契約の場合は、違約金として家賃、駐車料の1.0ヶ月分を支払うものとする。

## 念書

1. 私は、賃貸借契約に基づく家賃支払は翌月分を前月の28日までに、貸主の指定する方法で支払いますが、万一遅延する場合は管理者に連絡します。
2. 借主が家賃の支払いを1ヶ月以上遅滞し、かつその旨の連絡を怠ったときは、貸主及び管理者物件に催告書を貼付すること、および連帯保証人または身内等の関係者に連絡することについて、借主はあらかじめ異議なく承諾するものとします。
3. 家賃を2ヶ月滞納した場合は、賃貸人、管理者は賃借人に対し契約を解除することができる。又賃貸人、管理者が鍵の交換をし、裁判所による強制明け渡しに対し異議は申しません。室内の荷物に関しては荷物一式を裁判所が預かり、この場合に破損、汚損、紛失等が発生しても賃貸人、管理者はその責任を負わないものとする。これらにかかる弁護士、裁判所等の費用、荷物等の運搬費用は賃借人、連帯保証人の負担とすることを承諾します。
4. 私は、連帯保証人としてその責務を履行し、不足分等につきましては連帯して責務を負うことを誓約します。

号

エステート春日 殿

賃借人

印

連帯保証人

実印